

◆ 河川整備計画とは

河川法（第16条の2）に基づき、河川管理者が定める法定計画で、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を明らかにしたものです。

【河川整備計画に定める事項】

河川整備の目標や、具体的な河川の整備の実施に関する事項を明記します。

- ① 圏域の概要 (どのような地域か)
- ② 計画対象期間 (いつまでに完成させるか)
- ③ 計画の目標 (どの程度の洪水に対応させるか)
- ④ 圏域の課題 (どのような課題があるのか)
- ⑤ 改修区間・改修方法 (どの区間を、どのような方法で改修するのか) 等

【河川整備計画の策定の流れ】

『河川整備計画』の策定にあたっては、公聴会の開催等により、地域住民の意見の反映を行うとともに、学識経験者や地方公共団体の長からの意見聴取を実施します。

◆ 邑楽・館林圏域河川整備計画に向けた今後の予定



【河川整備計画の圏域区分】

群馬県における河川整備計画は、地域の風土や文化、また河川の特徴等を考慮し、県内を10圏域に分割しています。

現時点で、8圏域の河川整備計画を策定済です。

※ 社会情勢の変化、災害の発生状況、河川整備の進捗状況等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、概ね10年を目安に見直します。



◆ 邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）の概要

【計画変更の経緯】

平成16年に現河川整備計画を策定し、板倉川、多々良川、鶴生田川などの整備を進めてきたところですが、平成23年7月の台風6号などにより洪水氾濫被害が発生したことから、該当箇所の流下能力不足箇所の対策等を新たに河川整備計画に位置づけるため、現計画を変更します。

また、堤防強化対策や排水機場等の長寿命化など、これまで整備した河川管理施設の機能維持や、当初計画からこれまでの社会的な変化を踏まえた各種政策の反映などについても、計画に位置づけ、適切に促進することが必要とされています。

【河川整備計画に定める事項】

① 圏域の概要 (どのような地域か)

- ・ 邑楽・館林圏域は、利根川、渡良瀬川に挟まれた低平地で、谷田川、板倉川、休泊川、矢場川の4流域に大別でき、圏域の対象河川は、22河川、流路延長103km、流域面積215km²となっています。(なお、本計画は渡良瀬川の支川・歳川の右岸管理も含めて計23河川としています。)

② 計画対象期間 (いつまでに完成させるか)

- ・ 今後おおむね20年間とします。

③ 計画の目標 (どの程度の洪水に対応させるか)

- ・ 概ね10年～20年に1回程度発生すると予想される洪水に対応するものとします。
- ・ ただし、市街地を流下する休泊川は30年に1回程度発生すると予想される洪水に対応するものとします。

④ 圏域の課題 (どのような課題があるのか)

- ・ 過去の出水により水害が発生した休泊川、多々良川の未改修区間では、近年出水でも浸水被害が発生しており、引き続き流下断面を広げる対策が必要です。また、新堀川・逆川は、上流部で浸水被害が多発しており、下流で実施している導水路整備とあわせ、新たに流下断面を広げる対策が必要です。
- ・ 堤防や排水機場などのこれまで整備した河川管理施設があり、適切な機能維持のため、堤防強化対策や施設の長寿命化対策が必要です。

⑤ 改修区間・改修方法 (どの区間を、どのような方法で改修するのか)

- ・ 特に浸水被害が発生している①休泊川 ②多々良川 ③新堀川・逆川について、河道の拡幅・掘削や堤防整備等を実施します。



河川管理施設・長寿命化対策【例】



堤防強化・対策のイメージ



洪水を安全に流下させる対策【例】



対策のイメージ

